

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月26日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県鯖江市御幸町1丁目2の82

氏名 株式会社 鯖江村田製作所
代表取締役社長 中川 忠洋

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0778-52-6544

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 鯖江村田製作所
事業場の所在地	福井県鯖江市御幸町1丁目2の82
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)
②事業の規模	136億円/年(平成28年度実績)
③従業員数	468名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

○環境委員会を設置し、廃棄物処理の管理・廃棄物削減・リサイクルの推進等を行う。
環境管理責任者：事務課課長
廃棄物担当：事務課環境管理係

役割： ①廃棄物マネジメントシステムに関する規定類の作成
②廃棄物マネジメントシステムの実施・維持に関する指導・支援
③廃棄物管理の教育・啓蒙活動の統括管理
④廃棄物処理の統括管理と廃棄物削減、リサイクルの推進
⑤監督官庁への報告と窓口担当
⑥処理業者、再生利用業者の調査、選定
⑦委託契約書の管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物は分別・区分・表示をして他の廃棄物と混合しないようにしている。有害産業廃棄物は契約している業者と事前調整を行い、適正な処理をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記運用を継続して行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	-
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t
		-
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t
		-

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（28 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

別紙①. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の分類	内容	性状
廃油	引火性廃油	液状
	溶剤付ウエス	固形状
	廃試薬品	液状

廃酸	pH2未満の廃酸	液状
	廃試薬品 (pH2未満の廃酸)	液状
	廃試薬品 (pH2未満の廃酸)	液状
	pH2未満の廃酸	液状

廃アルカリ	廃試薬品 (pH12.5以上の廃アルカリ)	液状
	廃試薬品 (pH12.5以上の廃アルカリ)	液状

特定有害産業廃棄物	廃石綿等	固形状
	その他の有害産業廃棄物等(シアン化合物)	液状

処理方法	
(中) 中間処理	(再) 再資源化
(中) 焼却	⇒(再) 建設資材
(中) 焼却	⇒(再) 建設資材
(中) 焼却・中和	⇒(再) 建設資材

(中) 中和	⇒再資源化
(中) 焼却・中和	⇒(再) 建設資材
(中) 中和・焼却	⇒再資源化
(中) 中和	⇒(再) 建設資材

(中) 焼却	⇒(再) 建設資材
(中) 中和	⇒再資源化

コンクリート固化	
(中) 中和	⇒再資源化

別紙②. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	7.67 t	70.06 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物
	排 出 量	0.13 t	1.16 t
	（これまでに実施した取組） ・廃油に関しては、一部の廃油を有価物売却化実施中。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	7 t	106.00 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物
	排 出 量	0.05 t	0.10 t
	（今後実施する予定の取組） ・特定有害産業廃棄物についてはスポットの廃棄であるが、廃棄の際には契約にもとづき適正に処分業者での運用を継続する。 ・優良処理認定業者であっても引き続き処理業者の立入監査を計画的に行なって適正な処分を確認していく。		

別紙③. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（現状）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	7.67 t	70.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	69.98 t
	再生利用業者への処理委託量	7.67 t	0.08 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物
	全処理委託量	0.127 t	1.16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.122 t	0.16 t
	再生利用業者への処理委託量	0.005 t	1.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・処分業者での不測の事態に備えて、リスク回避のために処理業者の2社体制化を進めている。 ・定期的に処理業者の立入監査を行ない、処理状況の確認を行なっている。 ・委託量が多い廃棄物はできるだけ優良認定業者への処理委託を行っている。		

別紙④. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (計画)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	7 t	106 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	106 t
	再生利用業者への処理委託量	6.5 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物
	全処理委託量	0.05 t	0.10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.05 t	0.10 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害産業廃棄物についてはスポットの廃棄であるが、廃棄の際には契約にもとづき適正に処分業者での運用を継続する。 ・ 優良処理認定業者であっても引き続き処理業者の立入監査を計画的に行なって適正な処分を確認していく。 		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。